

令和 8 年度岩手県及び協力市における
消費生活相談に係る業務調査等業務

企画提案審査要領

令和 8 年 5 月
岩 手 県

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県及び協力市における消費生活相談に係る業務調査等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査基準及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査基準	審査項目	審査観点	配点
1 作業計画の妥当性	全体	仕様書に示した内容が全て提案されているか。	5点
		日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	5点
2 業務内容	全体	ヒアリングシートの事前送付の他、ヒアリング調査をスムーズに進めるための工夫が、独自提案として見られるか。	10点
		業務調査及びヒアリング調査の報告書の作成に向け、仕様書に示した項目を参考に、独自の工夫を行い、分かりやすく報告書を取りまとめるものになっているか。	10点
		会議の支援について、オンライン会議用 PC、Wi-Fi ルータ等の必要な機材が提示されているか。	10点
		仕様書の記述を適切に理解し、総務省事業の中間報告、最終報告の時期を踏まえたスケジュールが提案されているか。	5点
		本業務の目的に合致した効果的な企画が提案されているか	10点
3 組織及び業務従事者の経験・能力	組織の経験	国、自治体、民間等の実施する類似の調査業務の実績を十分に有しているか。	10点
		消費生活相談の広域連携という応用的なテーマを扱う調査業務を行う前提として、消費者行政に関連する業務の実績を十分に有しているか。	10点
	組織の調査等実施能力	業務の実施体制について、具体的に提案されているか。 ・指揮命令系統（責任体制）と担当の役割分担が明確かつ適切か。 ・円滑な業務執行のバックアップ体制が組み立てられているか。	5点
		調査が遂行可能な人員の確保がなされているか（業務管理者1名以上、担当者2名以上）	5点
	業務従事者の経験・能力	業務従事者は本事業の内容に関する専門的知識・知見を有しているか。	5点
4 見積書	見積書	予算の範囲内で、かつ、提案内容との整合性が取れているか。	10点
合計			100点

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションにより行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 委員会は、(2) の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員ごとに、評点の合計が60点以上獲得していることを条件に、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。